

相模川漁業協同組合連合会内共第 1 号、第 2 号

第 5 種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第 1 号、第 2 号、第 5 種共同漁業権（「内共 1 号、2 号」という。）に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物（内共 1 号：やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび）（内共 2 号やまめ、いわな、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場区域内で竿釣、投網、もじり（うなぎと手長えびに限る。）の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第 7 条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 この漁場区域においては、第 2 条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア 期 間	イ 区 域
周 年	馬入橋（国道 1 号線）上流端から基点 A、B を結ぶ線まで
6 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで	平塚市四之宮 4 丁目 1,917 番地と寒川町一之宮 6 丁目 3,052-8 番地とにかかる高圧線より下流馬入橋上流端まで
7 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮 4 丁目 1,917 番地と寒川町一之宮 6 丁目 3,052-8 番地とにかかる高圧線まで
8 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで	基点 O P を結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで

基点 A：平塚市千石河岸 839 番地 1 先に設置した標識

基点 B：平塚市須賀 2,503 番 1 に設置した標柱

基点 O：相模原市緑区小倉字宮原 388 番地先に設置した標柱

基点 P：相模原市緑区川尻字久保沢 1,108 番のハ地先に設置した標柱

- 3 第1項の規定にかかわらず中津川、小鮎川、道志川及び神の川においては、投網によって遊漁してはならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず連合会の指定した区域以外の区域においては投網によって遊漁してはならない。
- 5 この漁場区域においては、竿釣りの場合竿の使用本数は1人2本まで（但し、あゆ釣りをする場合は1人1本まで。）とし釣糸の長さは30メートルまでとする。またもじりの使用本数は1人20本までとする。
- 6 この漁場区域においては、3月1日から5月31日までの間毛針によってやまめ、にじます、いわなを除く水産動物を採捕してはならない。
- 7 この漁場区域においては、投網によって、やまめ、いわな、にじますを採捕してはならない。
- 8 この漁場区域においては、餌釣（まき餌を含む。）によって、あゆを採捕してはならない。
- 9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣（ルアー釣を含む。）毛針釣（フライ釣を含む。以下同じ。）以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。

なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域でなければ、あゆを採捕してはならない。

- (1) 座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域
- (2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの区域
- (3) 基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川本流の区域

基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点D： Cから134度の直線と対岸との交点

基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番 2 に設置した標柱

基点 Q : 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点 R : 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

10 第 9 項の規定にかかわらずルアー釣、毛針釣によるあゆの採捕は連合会が定めて同会のホームページで公示する区域内でなければならない。なお、区域内及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の本流及び支流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	3 月 1 日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	基点 R Q を結んだ直線から上流基点 C D を結んだ直線までの道志川の本流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	
	相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の本流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	基点 MN を結んだ直線から上流水沢堰堤下流端までの水沢川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	相模原市緑区鳥屋地先広川堰堤上流端から上流相模原市緑区字奥野3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	3月1日より10月14日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	点abを結んだ直線から上流の中津川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流268メートルの第1号石堰堤下流端までの谷太郎川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点D： Cから134度の直線と対岸との交点

基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点F： 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点M： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点N： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端左岸上流端

基点Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所

b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内で行われなければならない。

(内共第1号)

ア 魚 種	イ 期 間
や ま め	3月1日から10月14日まで
い わ な	同上
に じ ま す	同上、但し別記区域については1月1日より12月31日までとする。
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、a bの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、c dの直線から上流の宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域、e fの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、g hの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点より上流の区域において3月1日から10月14日まで
お い か わ	同 上
ふ な	同 上
こ い	同 上
う な ぎ	同 上
手 長 え び	同 上

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点 I : 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端右岸上流端

基点 J : 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端左岸上流端

基点 K : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき
天端右岸上流端

基点 L : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき
天端左岸上流端

基点 M : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点 N : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端左岸上流端

a : G から H を見通した線を 0 度とし、G を中心として右回りに 270 度の線上で G
から 30 メートルの所

b : H から G を見通した線を 0 度とし、H を中心として右回りに 90 度の線上で H か
ら 30 メートルの所

c : I から J を見通した線を 0 度とし、I を中心として右回りに 270 度の線上で I
から 30 メートルの所

d : J から I を見通した線を 0 度とし、J を中心として右回りに 90 度の線上で J か
ら 30 メートルの所

e : K から L を見通した線を 0 度とし、K を中心として右回りに 270 度の線上で K
から 30 メートルの所

f : L から K を見通した線を 0 度とし、L を中心として右回りに 90 度の線上で L か
ら 30 メートルの所

g : M から N を見通した線を 0 度とし、M を中心として右回りに 270 度の線上で M
から 30 メートルの所

h : N から M を見通した線を 0 度とし、N を中心として右回りに 90 度の線上で N か
ら 30 メートルの所

(別記)

- 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先東京電力株式
会社発電取水えん堤天端上流端の上流 100 メートルの地点までの早戸川の区域
- 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流 173 メートルの地点から同区
鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流 30 メートルの地点までの早戸川の区域
- 3 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先

札掛発電取水えん堤天端上流端の上流 100 メートルの地点までの布川及び境沢の区域

4 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流 447 メートルの地点から同上流端の下流 268 メートルの地点までの谷太郎川の区域

5 愛甲郡愛川町田代 2,423 番地地先の標識から同 2,375 番地先の標識までの中津川の区域

6 伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流 200 メートルの日向川の区域

7 伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流 51.5 メートル及び上 148.5 メートルの日向川の区域

8 伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流 154 メートルの地点から同上流 200 メートルの地点までの日向川の区域

(内共第 2 号)

ア 魚種	イ 期間
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日まで
いわな	同 上
にじます	同 上、但し別記区域については 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(別記)

9 相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流 400 メートルまでの神の川の区域

10 相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域

2. この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。

3. 第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる区域においては遊漁してはならない。

(1) 相模原市緑区青根地先道志川の道志ダム天端上流端から上流へ 50 メートルまでの区域

- (2) 相模原市中央区田名地先小沢頭首工えん堤上流端から下流へ 110 メートルまでの区域
 - (3) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端から上流へ 150 メートル及び同えん堤上流端から下流へ 500 メートルまでの区域
 - (4) 愛甲郡愛川町半原 4,549 番地先宮原用水頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
 - (5) 愛甲郡愛川町半原 4,408 番地先日向橋下流えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
 - (6) 愛甲郡愛川町半原 4,188 番地先宮沢尻えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
 - (7) 愛甲郡愛川町半原 1,947 番地先原下えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
 - (8) 愛甲郡愛川町角田 2,636 番地先仙台下頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
 - (9) 愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
 - (10) 厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
 - (11) 厚木市三田字新田 2,029 の 5 番地先道満えん堤上流端から上流へ 50 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
 - (12) 厚木市妻田地先昭和用水頭首工えん堤上流端から上流へ 50 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 100 メートルまでの区域
 - (13) 厚木市妻田地先第一鮎津橋橋脚上流端から上流へ 20 メートルまで及び同橋橋脚上流端から下流へ 30 メートルまでの区域
 - (14) 高座郡寒川町宮山地先寒川取水えん堤上流端から上流へ 100 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域
 - (15) 海老名市社家地先相模取水えん堤上流端から上流へ 178 メートル及び同えん堤上流端から下流へ 113 メートルまでの間
- 2 水産動物の繁殖保護のため連合会が造成した産卵場においては、遊漁することが出来ない。

(全長の制限)

第6条 次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは、採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
やまめ	1 2 cm
いわな	1 2 cm
にじます	1 2 cm
こい	1 8 cm
うなぎ	2 4 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原 914-3 番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、 にじます	竿釣	1 年	5, 0 0 0 円
		1 日 一般売り	1, 5 0 0 円
		1 日 現場売り	2, 5 0 0 円
あゆ、うぐい、 おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、 手長えび	竿釣	1 年	1 2, 0 0 0 円
		1 日 一般売り	1, 5 0 0 円
		1 日 現場売り	2, 5 0 0 円
あゆ、うぐい、 おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、 手長えび	投網	1 年	3 0, 0 0 0 円
		1 日 一般売り	5, 0 0 0 円
		1 日 現場売り	8, 0 0 0 円

うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣 もじり	1 日 一般売り 1 日 現場売り	8 0 0 円 1, 4 0 0 円
-------------------------	-----------	----------------------	-----------------------

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。

18 歳以下の者	無料
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	第 1 項に規定する額 1 / 2

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 連合会は、第 2 条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

（1）承認期間

（2）魚種

（3）漁具・漁法

（4）遊漁区域

（5）遊漁料の額

（6）注意事項

（7）発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる様な行為をしてはならない。

2 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(1) 所属組合

(2) 氏名

(3) 有効期間

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

漁業権遊漁規則

酒匂川漁業協同組合

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、酒匂川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、竿釣またはもじり(うなぎに限る)の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。

2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。

また、もじりの使用本数は1人20本以内とする。

3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。

4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。

5 あゆ友釣のハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。

6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。

7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。

8 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合、イ欄の期間中かつウ欄に掲げる区域でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期間	ウ 区域
コロガシ シャクリ	6月1日から 10月14日まで	足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から上流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域
		足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から上流の区域
		小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から上流へ南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端までの狩川の本流および支流の区域
		南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルより上流の狩川の本流および支流の区域
		川音川、尺里川、皆瀬川、内川及び鮎沢川の本流および支流の区域
	10月1日から 10月14日まで	足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域
		足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域
	12月1日から 12月31日まで	酒匂川全域(支流を含む)
ルアー (あゆを対象とするもの)	6月1日から 10月14日まで 12月1日から 12月31日まで	足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から下流の狩川の本流および支流の区域
		川音川本流の区域
	10月1日から 10月14日まで	足柄上郡山北町山北地先足柄橋橋脚下流端から下流へ足柄上郡大井町金手地先足

	12月1日から 12月31日まで	柄紫水大橋橋脚下流端まで 但し、内川、尺里川、皆瀬川を除く
毛針 (やまめ、いわな、 にじます以外を 対象とするもの)	6月1日から 2月末日まで	酒匂川全域(支流を含む)

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域</u>	10月20日から 1月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同上	同上
にじます	同上 但し、別記区域1においては1月1日から 12月31日まで 別記区域2においては10月20日から1 月31日まで	同上
あゆ	6月1日から10月14日まで及び12月1 日から12月31日まで、但し、基点E・F の直線から上流の世附川、基点G・Hの直 線から上流の中川川及び基点I・Jの直線	同上

	から上流の玄倉川の全域においては、6月1日から10月14日まで	
うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び基点I・Jの直線から上流の玄倉川の全域においては、3月1日から10月14日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふな	同 上	同 上
こい	同 上	同 上
うなぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱

基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱

基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域 1

足柄上郡松田町寄 5,571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1,164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字銭窪 1,653 番地先堰堤（通称銭窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力（株）落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

別記区域 2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの区域

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域において遊漁してはならない。

- (1) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ 120 メートルまで及び同堰堤天端上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域。
- (2) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰堤天端上流端から上流へ 10 メートルまで及び同頭首工天端上流端から下流へ 85 メートルまでの区域。
- (3) 足柄上郡山北町平山地先東京電力(株)内山発電所取水堰堤魚道天端上流端から下流へ 55 メートルまでの区域
- (4) 南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流へ 35 メートルまでの区域

(全長の制限)

第6条 次のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
や ま め	15 センチメートル
い わ な	同 上
に じ ま す	同 上
う ぐ い	10 センチメートル
ふ な	同 上
こ い	18 センチメートル
う な ぎ	24 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原862番地2先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所において納付するとき(店扱い)、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場扱い)の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 (但し、うなぎは竿釣、もじり)	1日(店扱い) 1,500円 (現場扱い) 2,500円 1年 12,000円
うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	同 上	1日(店扱い) 800円 (現場扱い) 1,500円

- 2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第1項に規定する額の1／2に相当する額
中学生	年券に限り第1項に規定する額の1／4に相当する額

（遊漁承認証に関する事項） s

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法
- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

- 2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、必ず本人が遊漁承認証を所持し、これを帽子その他漁場監視員の見やすいところへ取り付けなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ア欄に掲げる区域は、毎年産卵場に指定するため、遊漁者は、ア欄の区域の川底をイ欄に掲げる期間攪拌してはならない。

ア 区域	イ 期間
小田原市中新田地先東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ第3条第6項に規定する基点A・Bの直線までの区域	9月15日から11月30日まで

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付 則

1.この規則は令和5年9月1日から施行する。

2.この規則は令和6年6月1日から施行する。

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

早川河川漁業協同組合

(目 的)

第1条 この規則は早川河川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい）の採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付業務等)

第2条 この漁場区域内で竿釣の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第7条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(ア) 漁具・漁法	(イ) 規 模
さお釣り	使用竿 1人1本

2. この漁場区域でえさ釣り、毛針釣り、友釣り、ルアー釣り、フライ釣り以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。ただし、あゆについては、えさ釣り、毛針釣り、友釣り以外では採捕してはならない。

3. この漁場区域において、6月1日から8月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。

4. 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においては、採捕した魚の所持又は販売してはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、にじます、 うぐい、おいかわ、 こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭119番地先治水堰堤天端下流端までの区域で組合が定め公表する区域	3月1日から 5月31日まで
やまめ、にじます、 うぐい、おいかわ、 こい	太閤橋下流端から三枚橋下流端までの区域で組合が定め公表する区域	3月1日から 10月14日まで
にじます、うぐい、 おいかわ、こい	小田原市板橋209番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本688番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域で組合が定め公表する区域	10月15日から 2月末日まで

5. 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。

なおこの漁場区域においては漁場管理上日没1時間後から日の出1時間前までの間は遊漁を禁止する。

ただし、宮城野地域においては日没1時間後から午前5時の間は遊漁を禁止する。

(ア) 魚 種	(イ) 期 間
や ま め	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで
に じ ま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで

2. 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 期 間
早 川 箱根町湯本688番地先湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで
早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで
須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本179番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
や ま め	1 2 cm
に じ ま す	
こ い	1 8 cm

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき(一般売り)また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	1,300 円
			現場売り	2,000 円
		1 年		10,000 円

2. 前項の規定にかかわらず次表左欄にかかげる者の遊漁料は次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無 料
小学生	無 料
中学生(年 券)	第1項に規定する額の 1/4 に相当する額
中学生及び女性(日釣券)	第1項に規定する額の 1/2 に相当する額
身体障害者 (身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者)	年券に限り 第1項に規定する額の 1/2 に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法

- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4. 遊漁者は次に掲げる区域においては川底を攪拌してはならない。
早川の早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端にいたる区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2. 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2. この規則は令和5年12月1日から施行する。
- 3. この規則は令和6年12月1日から施行する。

變更後 遊漁規則

芦之湖漁業協同組合
内共第 5 号第 5 種共同漁業權

遊 漁 規 則

芦之湖漁業協同組合

芦之湖漁業協同組合 遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は芦之湖漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という）において組合員以外の者に対する当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラントラウト、うぐい、わかさぎ、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣りの漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第8条の規程による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

2 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法により遊漁する場合は、使用する釣り竿又は手釣り仕掛け及び曳縄釣り仕掛けは、1人合計2本以内とする。

3 この漁場区域で撒き餌、軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌を使用して遊漁してはならない。

(注) 軟質プラスチック製疑似餌：ワーム（プラスチックワーム）に代表される軟質プラスチックで造られた疑似餌。ミミズ型、小魚型、ザリガニ型、オタマジャクシ型、イモリ型など様々な形に造られたもの。

(注) 合成素材付け餌：天然素材で作られていない付け餌。（例えばパワーエッグなど）

4 この漁場区域でわかさぎ釣り及びひめます釣りを除き胴突釣り仕掛けを使用して遊漁してはならない。

5 この漁場区域で次のア欄に掲げる漁法によってイ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁 法	イ 期 間
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣りで仕掛けの長さが竿先から15m未満のもの	3月1日から4月30日までの期間で組合が定め公示する期間 組合が定め公示する区域で、心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が認めた者が遊漁する場合を除く
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣りで仕掛けの長さが竿先から15m以上のもの	3月1日から5月31日まで
餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	2月1日から2月末日まで
ひめますの胴突釣り仕掛けを使用した釣り	組合が定め公示する期間

6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで
箱根町元箱根 136 地先庭石と箱根町元箱根 134-3 地先の棧橋付根(北緯 35 度 12 分 22 秒、東経 139 度 01 分 02 秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	3月1日から 4月30日まで および 10月1日から 11月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
やまめ、いわな、にじます、ブラウントラウト、ひめます	2月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間
わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	3月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず次のア欄に掲げる区域において遊漁してはならない。

ア 区 域	百貫の鼻突端と立岩突端とを結んだ線以西の湖面
-------	------------------------

(夜間の遊漁禁止)

第6条 遊漁の時間は日の出1時間前から日没1時間後までとし、前記の時間以外の夜間の遊漁は禁止する。

2 日の出、日没の時間は芦ノ湖を基準として組合が定め、公示するものとする。

(全長及び採捕尾数制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない

ア 魚 種	イ 全 長
やまめ	18cm
いわな	18cm
ひめます	18cm
にじます	18cm
ブラウントラウト	18cm
こい	18cm
オオクチバス	25cm

2 次の表のア欄に掲げる魚種を漁場区域より持ち帰る尾数は、一日あたりイ欄に掲げる尾数までとする。

ア 魚 種	イ 尾 数
ます類	15尾
オオクチバス	5尾

(ます類とはやまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウントラウトをいい、尾数はこれらの合計尾数とする。)

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所（箱根町箱根561番地）、芦ノ湖水産センター（箱根町箱根184番地の1）、組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）、その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき（一般売り）、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。

漁具漁法	魚 種	期 間	遊 漁 料
手 釣 り 竿 釣 り 曳縄釣り	やまめ、いわな、ひめます、 にじます、ブラウントラウト、 わかさぎ、うぐい、おいかわ、 ふな、こい、オオクチバス	1日	一般売り 1,800円
			現場売り 4,000円
		1年	18,500円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中学生、小学生および未就学の幼児		無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づき手帳を提示したもの）	1日	一般売り 900円
		現場売り 2,000円
	1年	10,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法
- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 オオクチバスを生体のまま芦ノ湖漁場から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、

又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはないものとする。

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和6年1月1日から施行する。

湯河原観光漁業協同組合

内共第 6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

湯河原観光漁業協同組合

湯河原観光漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は湯河原観光漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物、あゆ、やまめの採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場内区域で釣竿の遊具、漁法によって遊漁しようとするものは、あらかじめ第7条第1項又は第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ・ウ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁 具	ウ. 漁 法
あゆ	竿 釣	友 釣、毛 針 釣
やまめ	竿 釣	エサ 釣、毛 針 釣

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで

2. 遊漁時間は毎日日の出1時間前より日没1時間後までとする。
3. 第1項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる区域において同表の期間中は、稚あゆ放流のため遊漁してはならない。

区 域	期 間
千歳川藤木川の全川 但し日金沢を除く	4月1日から5月31日までの期間内で組合が定め公示する日から5月31日まで

2. 前項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 体長
やまめ	12 cm 以下 (約 4 寸)

(遊漁料金の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法により遊漁するものは、組合指定の販売店において納付するとき(店売り)、又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間		遊漁料
あゆ・やまめ共通	1日	店売り	800円
		現場売り	1,000円
	2日	店売り	1,200円
	1年		6,500円

2. 次表のア欄に掲げる者は遊漁料は前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア. 区分	イ. 料金
未就学の児童及び小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	1/2
中学生	前項の内1日券及び2日券については1/2、年券については1/4に相当する額

3. 組合指定販売所

千歳川案内所

湯河原町土肥2-21-37

(社)湯河原温泉観光協会

湯河原町宮上566

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条に基づく遊漁料の納付を受けたときは、下記の内容を満たす遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2. 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4. 遊漁者は遊漁規則の遵守並びに資源保護については、特に注意しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。

- 2. 漁場監視員は、下記の内容を満たす漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する

内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい（マルタウグイを含む）、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合は口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

- 2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、あゆのころがし（鮎ルアーの利用を含む）を除き、俗称 ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。※但し、鮎ルアー使用については、友釣り用イカリ針と三本チラシ針はミノーから10センチ以内とする。
- 3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。
- 4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならない。

(遊漁時間)

第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚 種 別	漁 法 別	遊 漁 期 間
あ ゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日（以下「解禁日」という。）から12月31日まで。（但し、10月15日から11月30日までは除く。）
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで。（但し、10月15日から11月30日までは除く。）
こ い ふ な う ぐ い おいかわ う な ぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
	投網	1月1日から12月31日まで。（但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。）

2 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲示する。

(禁止区域)

第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、その旨が記載された標識により表示するものとする。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ・ふな	全 長 10cm以下
こ い	全 長 18cm以下
う な ぎ	全 長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対 象 魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料 (消費税込)
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	8,000円
	竿 釣 投 網	1 日	2,000円
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	5,000円
	竿 釣	1 日	1,000円
ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ	手 釣	1 年	2,500円
	竿 釣	1 日	500円

- 2 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。
ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地
- (2) 川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子2-1-16
- (3) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（年券のみ）
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に内共第 1 2 号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

道志村漁業協同組合ほか1名

内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、道志村漁業協同組合（以下「組合」という）及び相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第18号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産植物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り、置き針の漁具、漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則第20条及び神奈川県漁業調整規則第38条の規定による禁止期間を延長しようとする時は、総会の決議を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ必要がある時は、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、山梨県漁業調整規則及び神奈川県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	竿釣の内友釣	全 域	解禁日から10月14日まで
いわな やまめ にじます	竿 釣	〃	3月1日から9月30日まで
うぐい	竿 釣	〃	3月1日から3月31日まで 5月1日から9月30日まで
うなぎ	置 き 針	〃	3月1日から9月30日まで

3 前項の定めにかかわらず次表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものをエ欄の尾数を超えて採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 全 長	エ 尾 数
やまめ	全 域	15cm	一日あたり20尾以内

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で道志村漁業協同組合組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）、相模川漁業協同組合連合会事務所（神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する

場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売	定 価
あ ゆ	竿釣のうち友釣	1 日	1,800円	2,400円
		1 年	7,000円	
いわな、うなぎ やまめ、にじます うぐい	竿釣、置き針	1 日	1,000円	2,000円
		1 年	5,000円	

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に係わらず次表の右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中学生以下	1 / 2
肢体不自由者	1 / 2

3 次表ア欄に掲げる漁場区域においてイ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具漁法を使用して遊漁する場合の1年当たりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定に係わらずエ欄の通りとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）「甲斐市牛久518-1番地」または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納入するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚 種	ウ 漁具漁法	エ 遊漁料
内共第18号に係わる 漁場の全域	あ ゆ	友 釣	28,000円 (消費税込)
々	やまめ、いわな にじます、うぐい うなぎ	竿 釣 置き針	25,000円 (消費税込)

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合又は連合会は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1-(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1-(2)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第5条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である事を表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第8条 組合及び連合会は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合は遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(付 則)

この規則は令和6年1月 1日から施行する。

様式 1 - (1) 遊漁承認証

表

遊 漁 承 認 証			
下記のとおり遊漁を承認します。 記			
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(氏名) (年齢)</td> </tr> </table>	(住所)	(氏名) (年齢)
(住所)			
(氏名) (年齢)			
承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発 行 者			
道志村漁業協同組合 (印) 相模川漁業協同組合連合会 (印)			

裏

注 意 事 項
1. 2. 3. ・ ・

様式 1 - (2) 共通遊漁承認証

県下共通遊漁承認証		No.								
氏名	住所	年 度	魚 種	写 真	注 意 事 項	5 遊 漁 料	4 遊 漁 区 域	3 漁 具 漁 法	2 魚 種	1 承 認 期 間
山梨県漁業協同組合連合会					(印)					

様式 2

漁場監視員証	
第 号	
住 所	写真
氏 名 (年齢)	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで有効	
道志村漁業協同組合 (印)	

修了証 第 号	
所属組合	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、山梨漁場監視員講習要領による講習を修了したことを証する。	
平成 年 月 日	
山梨県知事 (印)	

別表 第4条第1項で定める場所

住 所	名称又は氏名
南都留郡道志村45番地	両 国 屋
々 49番地	湯 川 屋
々 957番地	月 夜 野 キ ャ プ 場
々 43番地	道 志 溪 谷 キ ャ ン プ 場
津久井郡津久井町青根2861-2番地	音 久 和 キ ャ ン プ 場